

平成31年3月5日
福祉部管理課

練馬区地域福祉計画の策定について

現行計画である「練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画」は、平成32年3月に計画期間が終了するため、平成31年度中に新たな「練馬区地域福祉計画」を策定する。

1 計画の位置づけ

「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画とする。

社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画とする。

成年後見制度利用促進法第23条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」とする。

練馬区福祉のまちづくり推進条例第7条に規定する「福祉のまちづくりの推進に関する計画」とする。

2 計画期間

平成32年度～平成36年度の5年間とする。

3 検討体制

学識経験者、地域活動団体、福祉関係団体、公募区民等により構成される、「練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会」において、計画内容について検討し、区長に提言を行う。

推進委員会の下部組織として、成年後見制度の利用促進を中心とした事項について所掌する「権利擁護部会」および福祉のまちづくりの推進に関する事項について所掌する「福祉のまちづくり部会」を設置する。

4 計画の策定スケジュール（予定）

平成31年12月 計画（素案）作成

12月～1月 パブリックコメントの実施

平成32年3月 計画（案）作成・計画策定